

運輸安全マネジメントに係る情報公開について

安全マネジメントに係る情報の公開については、当社の安全管理規程及び同施行細則に基づき下記のとおり公開します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
安全管理規程第2章第3条のとおりとします。
2. ①輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
(自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計)
安全管理規程第2章第5条及び同施行細則第3条及び別表3のとおりとします。
②輸送の安全に関する計画
安全管理規程第2章第6条及び同施行細則第4条のとおりといたします。
3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
安全管理規程第3章第8条及び同施行細則第2条(2)項及び別表1-1~5の体制図のとおりといたします。
4. 事故、災害等に関する報告連絡体制
安全管理規程第4章第13条及び同施行細則第5条並びに別表1-1~5のとおりといたします。
5. 輸送の安全に関する重点施策
安全管理規程第2章第4条及び同施行細則第2条のとおりといたします。
6. 輸送の安全に関する教育及び研修計画
安全管理規程第4章第14条及び同施行細則第2条(3)項及び別表2-1~2のとおりといたします。
7. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
安全管理規程第4章第15条及び16条並びに同施行細則第2条(1)のとおりといたします。
8. 安全管理規程及び同施行細則全文
9. 安全統括管理者
取締役社長 栃原 久

【平成21年度 輸送の安全に関する取り組み報告書】

九州産交観光株式会社

弊社におきましては、『お客様の安全輸送』を第一に、これを肝に銘じて輸送の安全に関して、以下の取り組みを行っています。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ①社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ②輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況（事故に関する統計）

①平成22年度、目標

- ◎人身事故の絶無
- ◎物損事故の絶無

②平成21年度事故件数（自動車事故報告規則第2条に基づく件数）

	20年度件数	21年度件数
人身事故	1件	0件
物損事故	0件	0件
合計	1件	0件

※20年度の人身事故については、相手方100%過失の事故である。

3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

・安全管理規程施行細則 別表 1-1～1-5 参照

4. 事故、災害等に関する報告連絡体制

・安全管理規程施行細則 別表 1-1～1-5 参照

5. 輸送の安全に関する重点対策

- ①輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
 - ・輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - ・輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - ・輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - ・輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - ・輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- ②九州産交グループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

6. 輸送の安全に関する取り組み

弊社では、月1回の営業所定例会を開催し事故事例を基に、各営業所間の情報の共有化を図り、事故の再発防止に努め安全マネジメントの推進を図っています。

- ①乗務員の年間教育の実施
- ②車両代替えによる安全輸送の確保
- ③法令遵守徹底に対するマニュアルの作成
- ④事故防止委員会の定期的開催
 - ・営業所での開催（年3回）
 - ・本社での全体開催（年3回）
 - ・定期営業所巡回（月1回）

7. 輸送の安全に関する教育及び研修実績

弊社におきましては、新人教育は当然の事ながら入社後3年未満のフォロー教育や、入社経過年数に応じたリフレッシュ教育を実施し、安全教育に努めています。又、各段階共に特別教育や社外講師招聘教育等により、運転技術の向上・乗務員のサービス意識の向上を図っています。

尚、今年度からは、NASVAの適正診断機を導入し、個人教育の強化に努めております。

【平成21年度九州産交バスグループ教育の実績】

- | | |
|-------------|---------|
| ①新人教育 | (35名) |
| ②フォロー教育 | (87名) |
| ③リフレッシュ教育 | (121名) |
| ④特別教育・添乗教育等 | (255名) |
| ⑤社外講師招聘教育 | (23名) |

【平成22年度九州産交バスグループ教育の計画】

- ①新人教育
 - ②フォロー教育
 - ③リフレッシュ教育
 - ④特別教育・添乗教育等
 - ⑤社外講師招聘教育
- ・教育体系については、安全管理規程施行細則 別表2-1～2～2参照

8. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

- ①各営業所、社長等による巡回（月 1回実施）/2営業所
- ②九州産業交通ホールディングス監査室による実施（年 1回実施）
- ③管理本部による監査の実施（年 1回実施） *21年度からは2回実施予定

・指摘事項につきましては、順次改善措置を行っています。

9. 安全管理規程及び安全管理規程施行細則全文

- ①安全管理規程（1～4ページ） 参照
- ②安全管理規程施行細則（1～2ページ） 参照

10. 安全統括管理者

取締役社長 梶原 久

九州産交バスグループ
平成22年度 安全・サービス方針

スローガン

安全・安心・快適を提供します
★信頼度ナンバーワンを目指す★

【安全基本方針】

- ◎ 九州産交バスグループは「運輸安全マネジメント体制の確立と継続的改善」を実施する。
「輸送の安全の確保」が事業経営の根幹である。
「現場と一体」となり輸送の安全の構築を実現する。
「P.D.C.A」サイクルを取り入れ、絶えず輸送の安全性向上を図る。

1、安全目標 『輸送の安全確保』

【安全重点施策】

- 1 車内事故防止、目視による安全確認の徹底
 - 車内オーライ・左オーライ・右オーライ・発車します」の安全呼称の実施
- 2 交差点付近での事故防止
 - 60mの決断/アクセルペダルからブレーキペダルへ減速運転の実施
- 3 追突事故防止
 - 早めのシフトダウン/車間距離の確保/脇見運転の禁止
- 4 後退時の事故防止
 - 目視確認の徹底とバックアイカメラの活用
- 5 飲酒酒気帯び事案の根絶(プロ意識の高揚)
 - 飲酒検知器の有効活用により未然防止を図る

2、サービス目標 『顧客本位の完全なる浸透』

【サービス重点施策】

- 1 服装、身だしなみは正しく整える(頭髪・靴)
- 2 明るい笑顔での対応 (サンコースマイル運動)
 - お早うございます。
 - お待ちいたしました。
 - ありがとうございました。
- 3 障害のある人及び子供や高齢者へのやさしい対応の実施
- 4 早発、無停車通過の禁止、遅延時の的確な案内の実施

安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 九州産交グループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
 - ④ その他必要な責任者
- 2 運行部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ② 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③ 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- ⑥ 社長に対し、輸送の安全の確保に関して、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）（以下「報告規則」という。）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項

の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し、公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

安全管理規程施行細則

九州産交観光株式会社

平成21年7月

第1条（目的）

本細則は安全管理規程の施行に関する細則を定める。

第2条（輸送の安全に関する重点施策）

(1) 内部監査について

（目的）安全マネジメントの実施状況を点検することを目的とする。

（機能）輸送の安全確保の見地からバス事業に係る業務を適正に把握し安全マネジメントの向上及び改善に寄与することにある。

（実施回数）年1回以上とする。

（担当部署）運行本部とし原則所轄の所長職位以上が遂行する。

（監査責任者）安全統括管理者とする。

（監査対象）全営業所とする。

(2) 輸送の安全の確保に関する社内体制（組織）の構築

1. 社長を起点とする連絡体制及び指揮命令系統並びに業務処理については別途組織図（別表 1-1～5）の通りとする。

2. 安全統括管理者が病気又は不在時は安全統括管理代務者が代務執行する。

3. 営業所長は現場における体制の長として輸送の安全の確保に関する権限を有し情報の連絡及び指揮命令に関わる行為を速やかに実行する。

4. 乗務員及びバス事業に携わる社員は上記連絡・指揮命令を受ける他、常に安全の向上に資する技能等の向上に努め、安全な輸送の確保を行う。

(3) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

1. 運行管理者及び補助者教育：自動車事故対策機構主催講習会への受講
専任講師による研修受講

2. 乗務員教育：年間計画による社内教育実施

（計画表は毎年別表にて作成とする：別表 2-1～2）

3. 添乗指導等の実施：運行本部職員主体による年間指導実施

第3条（輸送の安全に関する目標）

安全管理規程に基づき輸送の安全に関する目標を下記の通りに定める。

(1) 目標は年度毎に設定する。

(2) 目標は会社全体及び営業所毎に設定する。

(3) 目標は別表にて毎年作成とする。（安全報告書）

第4条（輸送の安全に関する計画）

(1) 乗務員の年間教育の実施

(2) 車両代替による安全輸送の確保

(3) 法令遵守徹底に対するマニュアルの作成

(4) 事故防止委員会の定期的開催

① 営業所での開催（年3回）

② 本社での全体開催（年3回）

③ 定期営業所巡回（月1回）

第5条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は本細則第2条2項の定めと同様とする。（別表1-1～4）

第6条（情報の公開）

安全管理規程に基づき毎年度外部に公表するものとし、下記の通りに定める。

- (1) 公表手段としてホームページに掲載する。
- (2) 情報管理は管理部を主管部署とする。
- (3) その他緊急時を含め公開に当たっては、安全統括管理者の指示に従うものとする。

第7条（輸送の安全に関する記録の管理等）

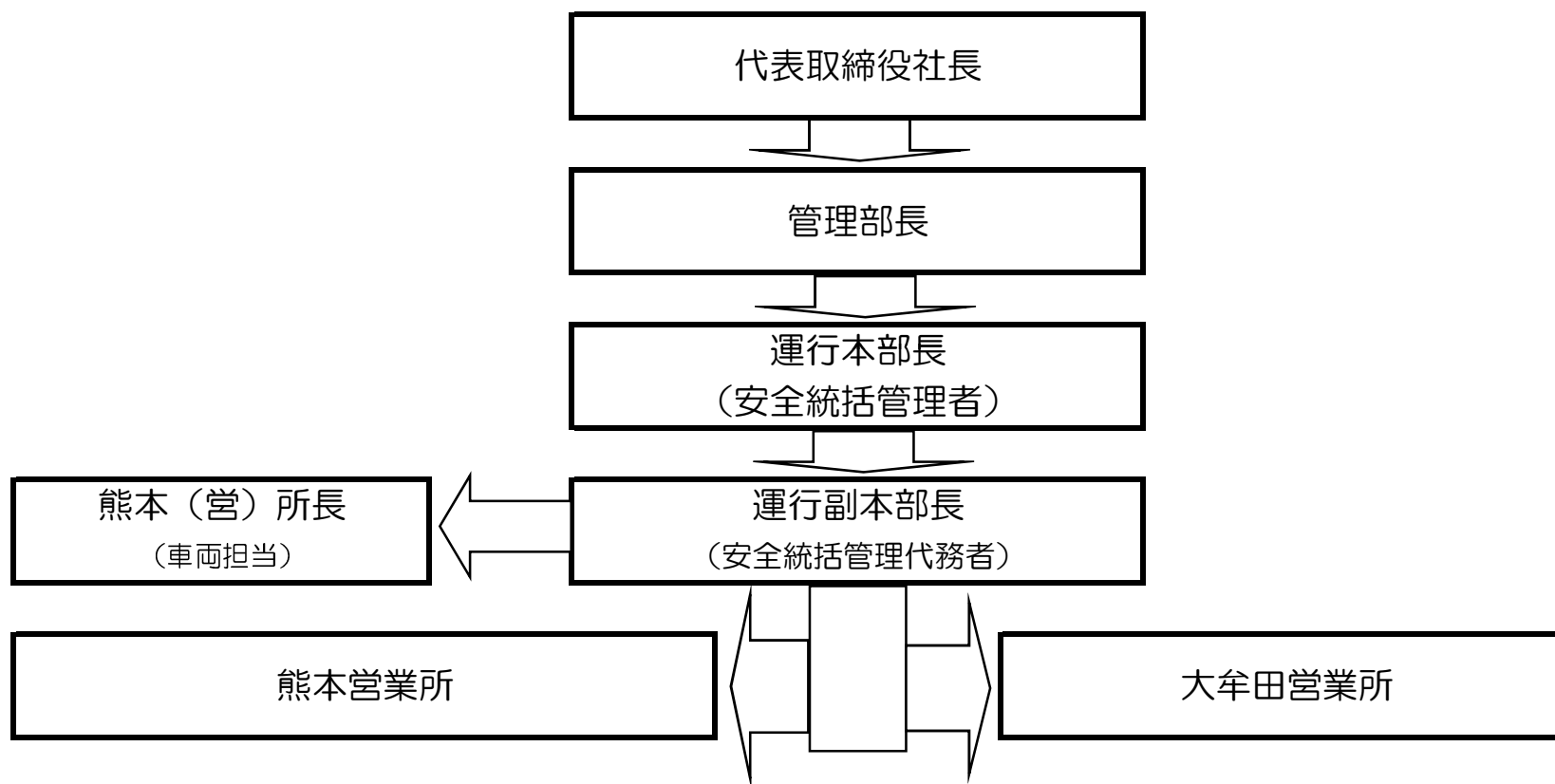
安全管理規程については業務の実態に応じ適時適切に見直しを行うとあるが、記録の管理・保存の方法を含め下記の通りに定める。

- (1) 安全管理規程及び本細則の見直しについては、安全統括管理者の指揮命令の下、運行本部所属課長職以上の合議にて行うこととする。
- (2) 規程承認に当たっては当社規程管理規程に基づき取締役会の決議とする。
- (3) 輸送の安全に関する会議議事録については会議主管部署にて記録し、3年間保存とする。
- (4) 内部監査結果書類は運行本部にて記録し、安全統括管理者が3年間保存とする。
- (5) 各営業所での輸送の安全に関する記録は各営業所にて3年間保存の上、一部を本社管理課に提出とする。

（附則）

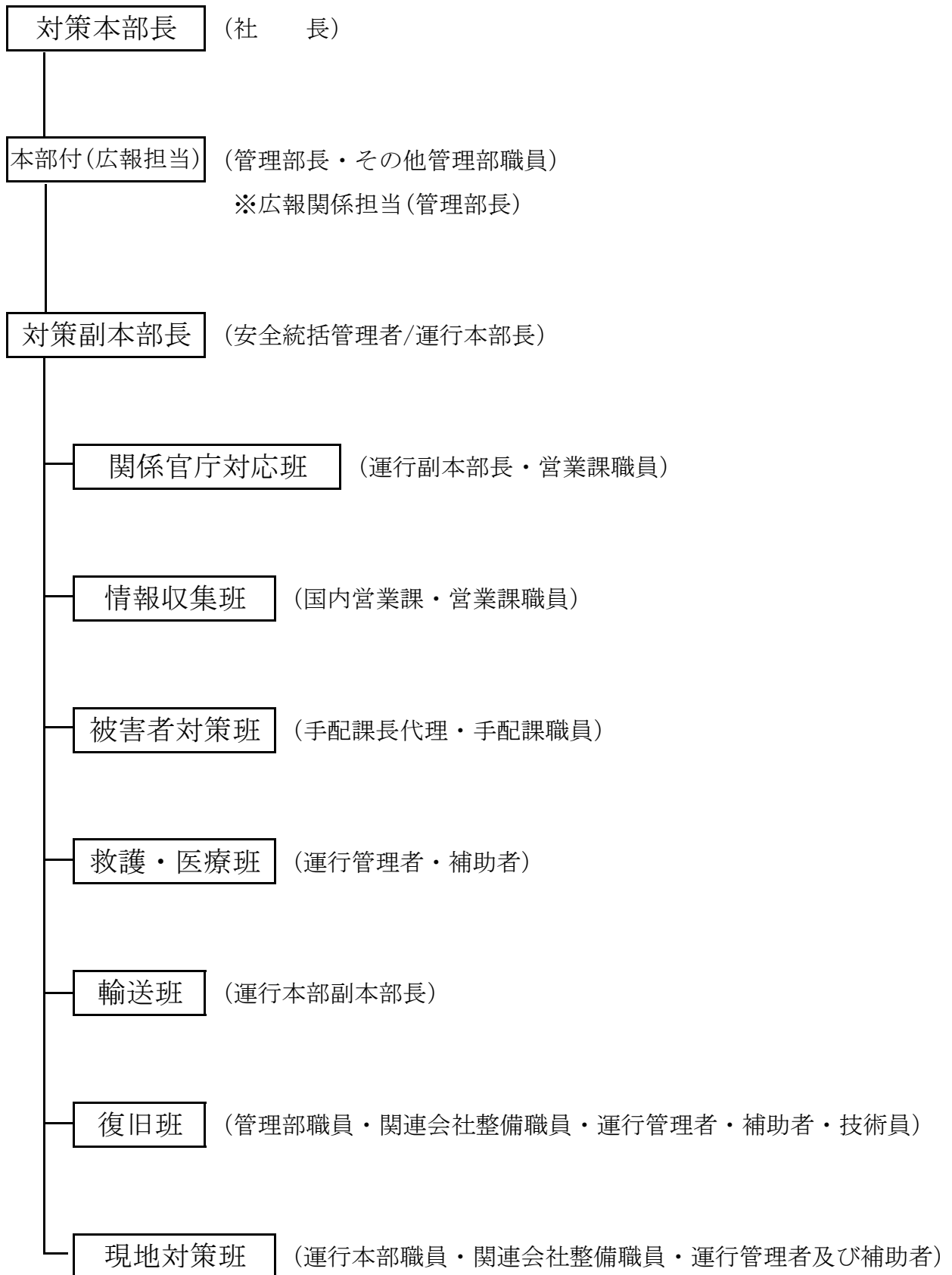
1. 本細則の改廃は、規程管理規程の定めるところによる。
2. 本細則は平成20年4月1日より施行する。
3. 平成21年7月1日、一部改正

九州産交観光安全管理体制図/周知徹底方法



事故災害対策本部設置要領

◎事故災害に対処する為の対策本部を本社に設置する。



動員体制

(1) 運行本部、管理本部、営業本部

①運行本部、管理部、営業本部

- イ. 管理部長、運行本部長、運行副本部長、営業副本部長、営業課長
運行部職員、管理部職員、営業部職員

②営業所

- イ. 運行管理者及び補助者全員
- ロ. 技術員

業務処理要領

本部付

- ① 対策本部長を援け、各班との情報収集、連絡応答にあたる。

広報班

- ① 報道関係全般を担当。
- ② 報道機関への連絡、途中経過の発表内容、発表のタイミングの検討や準備を行う。
- ③ 重要な情報を整理し、対策本部長との連絡調整を行い記者会見を開催。

関係官庁対応班

- ① 情報収集班と連携を密にし、情報収集に努める。
- ② 九州運輸局や所轄運輸支局に状況を速やかに適宜報告。
- ③ 関係バス協会にも状況を速やかに報告。

情報収集班

- ① 全ての班との連絡を密にし全ての情報を集中させ、その情報を整理する。
- ② 事件の経過を時系列的に全てを記録に残す。
- ③ 各警察の対策本部、消防署、道路管理者との連絡応答。

被害者対策班

- ① 情報収集班・現地対策班と連携を密にして、被害者である乗客やその家族の情報収集に努めると共に、家族に現状況を報告。
- ② 家族のホテルや乗車券の手配等を実施。
- ③ 解放された乗客や家族に対するお見舞い。

救護・医療班

- ① 死傷者の救出、医療機関に現場派遣の要請をし、治療及び入院手配を行う。

輸送班

- ① 救援車両や家族を現地に送る車両の手配・準備。
- ② 現地に派遣する為の整備要員や必要工具の準備。
- ③ 被害車両の構造面の情報把握。

復旧班

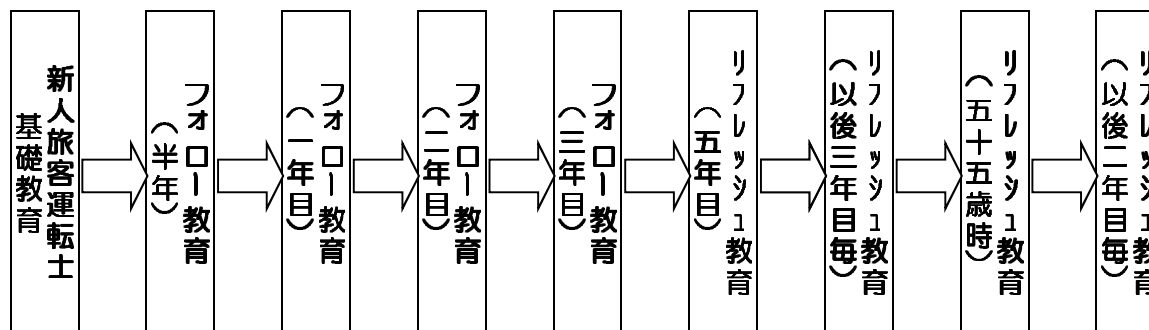
- ① 死傷者を救出し、事故の復旧にあたる。
- ② 非常用器具を携行して現場に急行し、関係官庁の許可を得て車両引上げその他復旧を行う。

現地対策班

- ① 所轄の警察署と連携を密にし、情報収集に努める。
- ② 事件の推移により、現地対策班が複数設置される場合もあるが、互いに連絡し情報交換を実施。
- ③ 情報は速やかに対策本部の情報収集班へ報告し、常に連絡・調整を行う。

九州産交グループ教育体系

(別表2-1)



◎終身教育

種類	対象者	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			教育期間	参加人数	回数/年	延参加人数
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬							
1. 新人旅客運転士基礎教育	新人運転士	○						○						○						○						○						○						35日間	8	6	48
フォロー教育	入社3年未満Dr	○	○					○	○								○						○	○					○			○						1日間	8	12	96
2. リフレッシュ教育	①路線担当Dr																						○			○						○			○			1日間	12	5	60
リフレッシュ教育	②高速担当Dr																						○			○						○			○			1日間	10	5	50
リフレッシュ教育	③貸切担当Dr																												○						1日間	10	1	10			
3. リフレッシュ教育	高齢(55才)Dr																												○						1日間	10	2	20			

◎特別教育

(別表2-2)

種類	対象者	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			教育期間	参加人数	回数/年	延参加人数
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬							
1. 安全運転教育	①事故惹起者																																		1日間		発生都度				
安全運転教育	②事故多発者 (1年以内に複数回発生させた者)																																		3日間		発生都度				
2. 接遇マナーアップ教育	①苦情惹起者																																		1日間		発生都度				
接遇マナーアップ教育	②苦情多発者 (1年以内に複数回発生させた者)																																		3日間		発生都度				
3. 接遇マナーアップ教育	①ヒア下位者																																		1日間		発生都度				

- 1-①・② 安全運転教育は、事故速報に基づき個人指導を必要と認められた者を対象とする。尚、対象者は担当役員が最終判断を下す。
- 2-①・② 接遇マナーアップ教育は、本社・営業所・ご意見箱等の事例を参考に、個人指導を必要と認められた者を対象とする。尚、対象者は担当役員が最終判断を下す。
- 3-① 接遇マナーアップ教育は、モニター評価を参考に、個人指導を必要と認められた者を対象とする。尚、対象者は担当役員が最終判断を下す。

◎その他の教育

種類	対象者	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			教育期間	参加人数	回数/年	延参加人数
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬							
1. 運行管理(代務)者 指導教官等教育	運行管理者 運行管理代務者 指導教官							○																											1日間	25	1	25			
2. 乗務アドバイザー教育	本社任命者																	○																	5日間	25	1	25			
3. 高速登用教育	新人高速担当Dr																																		6日間		発生都度				
4. 出向教育	新人出向Dr																																		2日間		発生都度				
5. 長欠者復職教育	長欠者等																																		1日間		発生都度				